

第6回 公民館のあり方検討委員会

日時：令和6年1月23日（火）14時～16時

場所：佐賀商工ビル7階共用大会議室

佐賀市地域振興部公民館支援課

次 第

1 開会

2 議事

(1) 第5回会議の論点整理

(2) 提言(案)について

3 閉会

佐賀市公民館のあり方検討委員会 委員名簿

	所属等	役職	氏名
1	佐賀市自治会協議会	佐賀市自治会協議会会長	小城原 直
2	佐賀市自治会協議会	佐賀市自治会協議会副会長	福田 忠利
3	まちづくり協議会	巨勢まちづくり協議会会長	石井 孝嗣
4	佐賀市民生委員児童委員協議会	佐賀市民生委員・児童委員協議会副会長	木村 泰代
5	PTA 協議会	佐賀市 PTA 協議会副会長	中山 志穂
6	佐賀市子育てサークル連絡会	佐賀市子育てサークル連絡会相談役	吉村 純子
7	佐賀市小中学校校長会	佐賀市立赤松小学校校長	浅井 慎司
8	社会教育委員	佐賀市社会教育委員の会議委員長 西九州大学副学長	上野 景三
9	防災関係団体	佐賀県防災士会代表	溝上 良雄
10	障がい福祉団体	NPO 法人佐賀中部障がい者ふくし ネット理事長	福島 龍三郎
11	団体・企業向け研修実践者	株式会社アテント [®] 代表取締役	福成 有美
12	NPO	NPO 法人空家・空地活用 サポートSAGA副代表理事	内川 実佐子
13	地域連携事業実践者	くるめオンライン公民館館長 まちびと会社 visionAreal 共同代表	翁 昌史
14	地域連携事業実践者	株式会社佐賀銀行営業統括本部地域 支援部副部長	横尾 敏史
15	地域連携事業実践者	田島株式会社専務取締役	田島 みゆき
16	学識経験者	佐賀大学名誉教授	五十嵐 勉

検討委員会スケジュール

会議	日程	議題等
第1回	令和5年 6月 9日(金)	1 委員長及び副委員長の選任 2 公民館あり方検討委員会の概要 3 公民館を取り巻く状況について
第2回	7月31日(月)	全国的な動向、他市の状況、現地視察
第3回	8月25日(金)	今後の公民館のあり方についての検討(1回目) ・公民館の多様な活用について ・使用料、減免について
第4回	10月20日(金)	今後の公民館のあり方についての検討(2回目) ・社会教育事業の取組みについて ・職員体制等について
第5回	11月10日(金)	今後の公民館のあり方についての検討(3回目)
第6回	令和6年1月23日(火)	検討事項のまとめ(提言書の作成)

(1) 第5回会議の論点整理

○公民館の位置づけについて

- 社会教育事業は従来通り行っていく前提で、社会教育法の枠を超えた地域コミュニティ活動がもっと活発にできるように一般行政施設の位置づけに移行したほうがよい。(利用制限に関する社会教育法の解釈も緩和されてきているので、社会教育施設のままで良いという意見もあり。)
- 一般行政施設になった場合でも、地域に根ざした施設であるべき。そのためには、様々な方々が利用できるような環境整備を行う必要がある。
- 一般行政施設へ移行した場合、社会教育事業の取り組みについては、条例や規則にきちんと明記する必要がある。

○施設名称、広報について

- 公民館の名称で広報しても、市民の意識はなかなか変わらない。様々な人々が利用できると広く認識してもらうためには、公民館から名称を変更した方がよい。
- 公民館という名称は馴染み深いし、度を越えた営利活動への抑止にもなる。名称変更なくして一般行政施設に移行できるのであれば、公民館という名称はそのままにし、新しい活用についての広報の周知徹底に注力すればよい。

○多様な活用について

- 普段、公民館に行く機会がない層にとって、新たな活用である定期的なカフェやマルシェを通じて公民館がいつも行く場所になればハードルが下がるので、営利活動の制限を取り払ってほしい。
- ある程度営利活動を認め、公民館を通じてまちづくり協議会など地域コミュニティとのつながりが生まれ、引いては若い世代のコミュニティ参画、地域の担い手の確保、地域活性化につながっていくように、若い世代をどのように取り込んでいくか仕掛けが必要。

○使用、使用料について

- キャパシティの面から、地域住民の利用を優先し、営利目的の利用の場合には高めの料金設定で受け入れたらいい。

○職員体制等について

- 地域のニーズに応え多様な活用を図りながら、民間事業者と地域をつないだり、若い世代を地域活動へと導いていくには、現状の職員体制で対応できるのか疑問。
- 公民館には、地域団体の支援をもっとやってもらいたい。地域への支援内容については、各公民館バラバラなので平準化すべきである。また、公民館長については、地域の相談や要請に対応できるよう、フルタイム勤務を希望する。
- 地域の課題解決に向け、参画者や当事者を増やしていくために、専門性の高い職員の配置が必要。
- 今後、公民館で市民サービス機能を付加することで、職員体制の充実、質の向上のための研修を充実させたらどうか。

○まちづくり協議会との関係

- 公民館が一般行政施設に移行した後、まちづくり協議会の持続性は担保できるのか。
- 一般行政施設にして地域コミュニティ活動と社会教育事業の両輪で施設を動かす前提であれば、まちづくり協議会のあり方についても同時に検討する必要性を感じる。

事務連絡
令和5年12月14日

各都道府県教育委員会社会教育担当課
各指定都市教育委員会社会教育担当課 御中

文部科学省総合教育政策局地域学習推進課

社会教育法第23条第1項第1号の解釈の周知について（依頼）

社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第23条第1項第1号の解釈については、従前より平成30年12月21日付け事務連絡「社会教育法第23条第1項の解釈の周知について（依頼）」において、「本規定の趣旨は、公民館が、法第20条に掲げる目的を没却して専ら営利のみを追求することや、特定の営利事業に対して、使用回数や使用時間、使用料等に関して優遇するなど特に便宜を図り、それによって当該事業に利益を与えることを禁止するもので、公民館が営利事業に関わることを全面的に禁止するものではない」とするなど周知を図ってきたところです。

「今後の生涯学習・社会教育の振興方策（重点事項・具体策）」（令和5年3月8日）では、民間企業やNPO等との連携促進のため、民間企業等による公民館活用の事例を収集・整理し、具体的なケースを紹介した通知等により、法第23条第1項第1号の解釈の更なる周知を図ることとしています。そこで、文部科学省が実施した法23条第1項第1号に関するアンケート調査（令和5年5月9日～6月12日）の結果も踏まえ、各地方公共団体と民間企業等との連携を更に促進するため、公民館で実施し得る事業の具体的な事例を別紙のとおり改めて示すこととしました。本事務連絡については、公民館の積極的な活用に向けた、各地域における検討の一助となれば幸いです。貴教育委員会におかれては、域内の市（特別区を含む。以下同じ。）町村教育委員会（*）に対し、市町村教育委員会（*）におかれては、域内の公民館に対し、本件について十分な周知を図られるとともに、社会教育を基盤とした人づくり・つながりづくり・地域づくりの拠点として、公民館が地域の実情に合わせて柔軟に運営され、その活動が一層活性化されるよう、必要な指導・支援をお願いします。また、指定管理者制度等を導入している場合は、指定管理者等にも本件が周知されますようお願いいたします。

* 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の条例の定めるところにより地方公共団体の長が図書館、博物館、公民館その他の社会教育に関する教育機関のうち当該条例で定めるものを管理し、及び執行することとされた地方公共団体にあつてはその長。

(参照条文)

○社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）

(目的)

第二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(公民館の運営方針)

第二十三条 公民館は、次の行為を行ってはならない。

一 もっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。

二 (略)

2 (略)

(参考)

○「今後の生涯学習・社会教育の振興方策（重点事項・具体策）」（令和 5 年 3 月 8 日）

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo2/toushin/1330378_00002.htm

【本件連絡先】 文部科学省総合教育政策局地域学習推進課法規係

T E L : 03-5253-4111 (内線 2977)

e-mail: chisui@mext.go.jp

(別紙)

公民館で実施し得る事業の具体的な事例

① 公民館が主体で行うもの

- ・ 公民館講座において講座の維持・継続に必要な受講料を徴収する。
- ・ 公民館講座実施後に受講生の教養の向上のために講師の著作物の販売を行う。
- ・ 公民館講座の一環として、講座内で創作した物品の販売を行う。
- ・ 映画館のない地域において、地域住民の教養の向上のために映画を上映するにあたり、相応の入場料を徴収する。
- ・ 高齢化が進む状況を踏まえて、葬儀場を経営する企業に、終活のアドバイスとなる講座の開催を依頼する。
- ・ 地域住民のレクリエーションとして著名人等のコンサートやイベントを開催し、その際にグッズの販売を認める。

② 公民館以外が主体となつて行うもの

- ・ イベントを行う際、キッチンカー等に飲食物の販売を認める。
- ・ 地域の学校、認定こども園、保育所等が実施するフリーマーケットについて、循環型社会の推進や地域住民の交流に寄与するものと判断し、公民館の貸し出しを認める。
- ・ 大人数が集まれる会場がない地域において、地域にある学校の行事や民間会社等の会議に公民館の貸し出しを認める。
- ・ 金融機関が少ない地域において、住民の利便性に寄与するため、公民館内に ATM や金融機関の支店の設置を認める。
- ・ いわゆる買物弱者を支援するため、公民館内にスーパーマーケットの出店を認める。
- ・ 地域住民の就労支援のため、企業による面接会場として公民館の貸し出しを認める。
- ・ 地域の伝統的行事の一環としてのお菓子の販売を、伝統行事存続のため、公民館での販売を認める。
- ・ 地域特有の農作物の認知度を向上させるために、地域特有の農作物を取り扱ったマルシェの開催を認める。
- ・ 本場のクラシック音楽になかなか触れることが難しい地域において、地域住民の文化的教養の向上に資することから有償の入場料でのクラシックコンサートの開催を認める。
- ・ ダンス教室や塾に通うことが難しい地域において、地域のこどもの体力や学力向上のため、月謝制のこども向けダンス教室や塾の開催を認める。
- ・ 法第 20 条で規定する公民館の目的に資するとして実施を認めた営利事業における事業所の名称について、立地を表すものとして〇〇公民館店や〇〇公民館校など、公民館名の利用を認める。
- ・ 理容室や美容室が少ない地域において、地域住民の公衆衛生の向上の観点から、定期的に理容室や美容室に公民館の貸し出しを認める。
- ・ 入札等の公正な方法により施設命名権（ネーミングライツ）を売却する。

※これらは本年文部科学省が実施したアンケート等で得られた活動の事例の一部です。

【佐賀市公民館の現状と課題】

(1) 公民館施設の状況

本市には概ね小学校区ごとに32館の地区公民館があり、公民館長及び職員が中心となり、行政や地域団体等と連携を図りながら特色ある事業、各種講座を実施し、またサークル活動などの自主学習活動の支援を行い、地域における市民の生涯学習、住民同士の交流の場を提供している。

地域コミュニティ活動の拠点としての役割も持ち、地域団体の連携調整を図り、まちづくり協議会等の活動支援等を行っている。

《令和3年度佐賀市公民館一覧》

館名	住所	電話	種別	設置年度	建物建設年度	建物面積 (㎡)	人口	世帯数	職員数 ○内は会職 R5. 4. 1現在	利用状況		主催講座等 開催回数	主催講座等 開催回数	サークル数	市図書館分室
										利用回数	利用者数				
1	勸興	成章町1番8号	単	S26	R3	670	6,458	3,402	3(2)	1,348	11,642	6	29	21	
2	循誘	大財二丁目2番52号	単	S26	R3	718	8,718	4,591	3(2)	1,335	14,629	10	52	19	
3	日新	長瀬町1番20号	単	S26	S63	685	9,155	4,460	3(2)	1,568	17,813	10	29	25	
4	赤松	中の館町4番10号	単	S26	H14	787	8,218	3,836	3(2)	3,873	21,400	12	129	36	
5	神野	神野西一丁目4番7号	単	S26	H25	751	11,327	5,678	3(2)	2,883	24,290	9	34	16	
6	西与賀	西与賀町大字屋外1405番地	単	S25	H22	639	5,718	2,564	3(2)	1,139	10,543	8	39	14	
7	嘉瀬	嘉瀬町大字中原1690番地	単	S23	H24	877	4,976	2,174	3(2)	1,295	12,277	15	49	25	
8	巨勢	巨勢町大字高尾104番地17	複	S24	H18	680	5,514	2,424	3(2)	1,329	11,962	10	58	27	有
9	兵庫	兵庫町大字淵1295番地	単	S24	S60	656	15,466	6,607	3(2)	1,298	14,070	3	9	22	
10	高木瀬	高木瀬東五丁目1番12号	複	S22	H12	706	14,048	6,359	3(2)	1,924	19,702	13	50	29	有
11	北川副	木原三丁目2番8号	単	S24	S61	589	12,561	5,505	3(1)	1,229	15,743	7	65	18	
12	本庄	本庄町大字本庄279番地8	複	S22	H16	772	12,064	5,846	3(1)	1,261	13,370	6	25	23	有
13	鍋島	鍋島一丁目1番1号	複	S22	H10	704	12,707	5,670	3(2)	1,089	11,164	6	29	20	有
14	金立	金立町大字千布2333番地2	複	S23	H8	622	4,428	2,059	3(2)	1,331	14,186	6	68	18	有
15	久保泉	久保泉町大字川久保1363番地1	単	S23	H29	634	3,666	1,672	3(2)	807	10,299	11	47	18	
16	蓮池	蓮池町大字蓮池6番地49	単	S22	S62	608	1,699	730	3(2)	536	5,408	6	27	11	
17	新栄	鍋島町大字八戸1285番地3	単	S53	H26	779	6,852	3,181	3(2)	1,653	15,756	7	34	25	
18	若楠	若楠二丁目13番1号	単	S54	H30	637	8,030	3,874	3(2)	1,793	16,166	4	35	28	
19	開成	鍋島町大字森田27番地4	複	H4	H4	607	9,199	4,004	3(2)	1,207	10,305	11	33	22	有
20	諸富町	諸富町大字諸富津7番地	複	S30	S60	2,691	10,014	4,201	4(2)	2,608	21,086	7	31	36	有
21	春日	大和町大字尼寺1875番地	複	H15	H14	3,227	8,702	3,775	4(3)	2,760	32,724	9	27	42	有
22	春日北	大和町大字久池井1756番地1	単	H26	H25	731	7,926	3,302	3(2)	2,086	17,209	13	30	25	
23	川上	大和町大字川上2480番地2	単	H22	H22	359	5,731	2,185	3(2)	926	8,724	23	42	20	
24	松梅	大和町大字松瀬2530番地1	単	H30	H30	605	891	346	3(2)	810	8,721	9	91	9	
25	富士	富士町大字古湯2624番地	複	S36	H20	2,216	3,364	1,446	4(2)	816	9,735	10	62	10	有
26	三瀬	三瀬村大字三瀬2762番地2	複	S49	H21	541	1,175	481	3(1)	500	3,189	13	33	3	有
27	南川副	川副町大字鹿江422番地1	単	S48	H23	825	5,614	2,177	3(2)	1,465	15,059	14	70	23	有
28	西川副	川副町大字西古賀260番地1	単	S51	S50	571	5,426	2,127	3(2)	920	7,717	6	41	17	
29	中川副	川副町大字早津江27番地1	単	S47	R2	665	2,897	1,281	3(2)	858	7,887	7	42	17	
30	大詫間	川副町大字大詫間560番地1	単	S49	H30	560	1,475	536	3(2)	492	5,045	11	37	7	
31	東与賀	東与賀町大字田中423番地1	単	S40	S40	400	7,866	2,928	3(2)	960	10,974	8	44	17	
32	久保田	久保田町大字新田3331番地3	複	S43	R2	599	7,548	2,956	4(3)	1,621	32,613	7	38	19	有
合計	—	—	—	—	—	—	229,433	102,377	100(63)	45,720	451,408	297	1,429	662	12

(2) 公民館利用者数の推移

公民館の年間利用者数は、平成23年度から30年度までは70万人前後で横ばいで推移し、まちづくり協議会設立の影響は特に見受けられない。令和2年度には、新型コロナウイルス感染拡大防止のための休館やイベント等の中止の影響により、利用者は激減した。

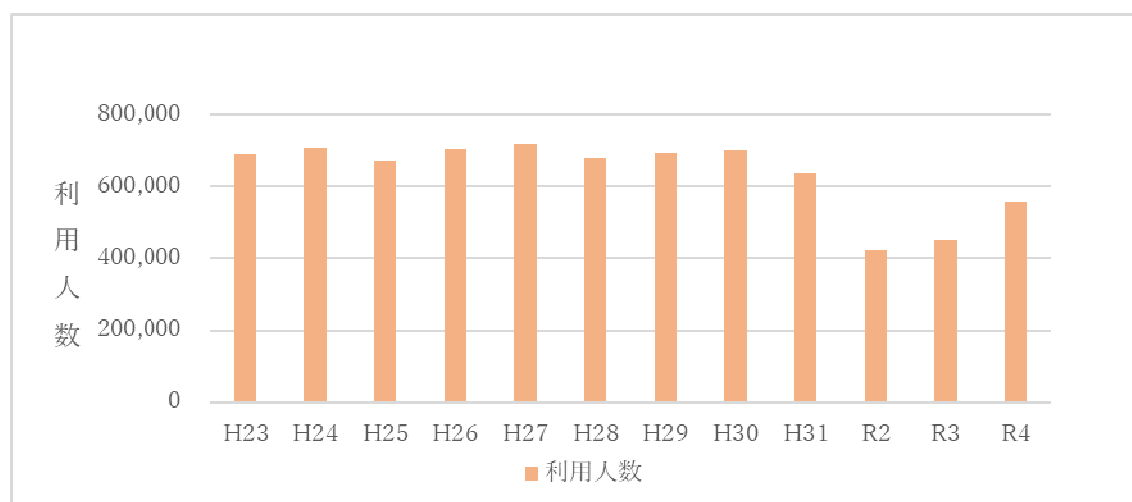
翌3年度からは、コロナ感染予防対策を講じながら各種講座やイベントを徐々に再開し、利用者は回復傾向にある。

公民館利用者数の推移（H23～R4）

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4
市人口(人)	234,730	236,004	235,469	235,162	234,621	234,152	233,341	232,629	231,896	230,970	229,433	228,553
利用人数(人)	691,827	708,558	674,310	705,469	719,758	680,122	692,670	701,903	635,310	423,883	451,408	559,491
利用回数(回)	43,092	47,600	45,952	48,180	49,745	51,569	50,490	51,410	49,105	41,536	45,720	50,514

まち協の
設立状況
(累計)

3校区 6校区 12校区 19校区 21校区 24校区 27校区 30校区 31校区



(3) 公民館の利用状況（令和4年度利用実績から）

- すべての館において、広い部屋（大会議室、集会室）の稼働率が一番高く、調理室が一番低い。利用料金が無料であること、利用目的やコロナ感染予防対策などから、より広い会議室の希望が多いと思われる。
- 広い部屋の稼働率が高い館は、赤松、神野、新栄、高木瀬、春日で、いずれも60%を超えた利用率となっている。
- 全体を通して稼働率が高い館は、赤松、神野、兵庫、高木瀬、循誘、勸興の順となっており、市の中心部に集中している傾向にある。
- 全館の平均稼働率は23%で、部屋や時間帯によっては空きがある状況。

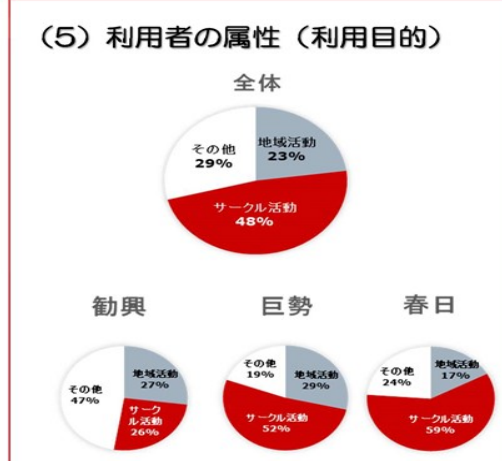
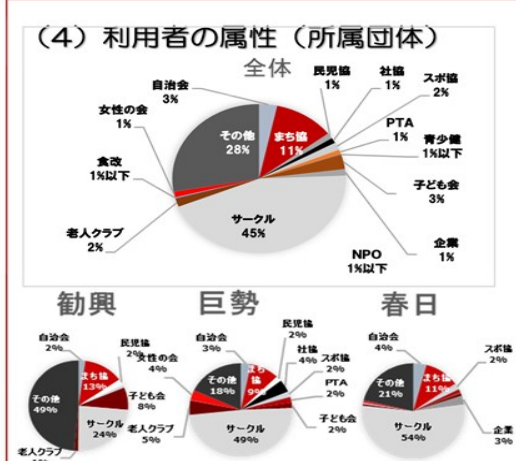
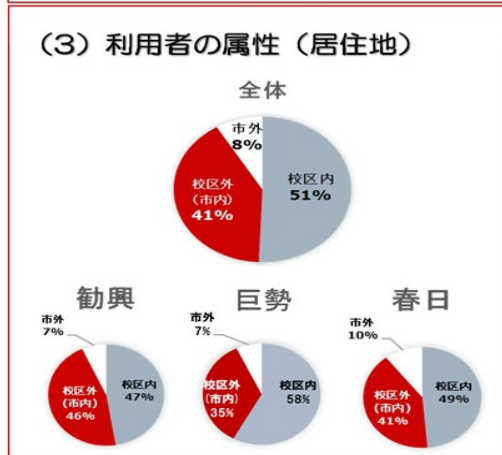
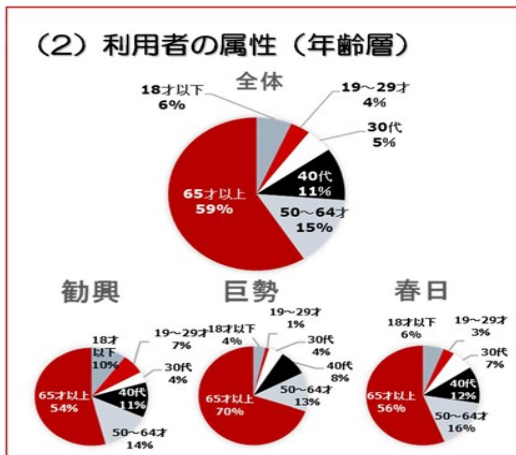
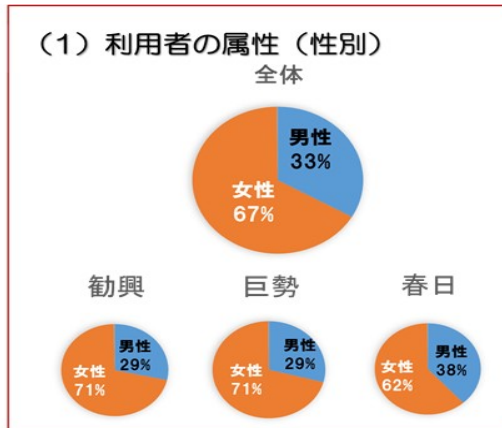
(4) 公民館利用者の属性 (公民館利用者アンケート調査から)

公民館の利用者は、概ね7割が女性で3割が男性、65才以上が最も多く、19才～29才が最も少ない。校区内居住者が約半数を占め、校区外(市内)は4割、市外は1割未満となっている。団体の利用は、サークルが最も多く、次いでその他、まち協、自治会、子ども会、老人クラブ、スポ協の順となっている。その他には、公民館事業や地域行事の参加者、地域以外の団体や利用者が含まれる。利用の目的は、サークル活動が最も多く、次いで地域活動、その他となっている。その他には、公民館事業や地域行事の参加者や校区外団体の利用(会議や練習など)が含まれる。

◆公民館利用者アンケート調査

- ・対象：勸興・巨勢・春日公民館利用者
- ・期間：令和5年6月19日～7月18日
(巨勢公は、令和5年6月26日～7月25日)
- ・利用者数(回答者数)：

勸興公	1,376人(1,239人)
巨勢公	1,439人(1,125人)
春日公	2,392人(2,119人)
web回答	(22人)
計	5,228人(4,504人)
- ・回答率：86%



(5) 公民館運営の状況

運営形態、主体	市の直営
職員体制等	・館長(会計年度任用職員 or 再任用 5.45h or 7.45h) ・正規職員(7.45h)1名 or 専門職主事(7h)1名 ・会計年度任用職員 1~2名(6h) 計 3~4 名体制 ※8:30~17:15 でシフト勤務
業務内容	生涯学習の推進、施設の管理運営、貸館、地域コミュニティ活動支援
開館時間及び休館日	・開館時間: 8 時 30 分~22 時 ・休 館 日: 毎月第 3 日曜日、12 月 29 日~1 月 3 日
夜間、土日祝日の管理	管理委託(住込み管理人 or シルバー人材センター等)
利用料	市外在住者や市外の団体等から徴収する各部屋の使用料(1 時間当たり) ・50 ㎡までは「300 円」 ・51 ㎡から 100 ㎡までは「510 円」 ・101 ㎡以上が「730 円」 ※冷暖房又は陶芸用電気炉を使用の場合、実費相当額 ※市内に住所を有する者、市内に通勤し、又は通学する者、これらの者を中心とした団体及び市内を活動の拠点とする団体を除く。
利用の制限	(1)社会教育法 23 条の規定に抵触する恐れがあるとき。 (2)公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。 (3)公民館の施設、設備等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。 (4)前3号に掲げるもののほか、管理上支障があると認めるとき。
利用者よっての優先等	・地域団体等の早期年間予約(前年度1月初日から受付) 公民館及び市の主催等の行事、校区行事は、それ以前に予約できる。
個人(家族を含む)の利用	・令和4年4月から、一般団体と同じ取扱いでの利用が可能となった。
営利活動への利用許可	・地域振興につながる営利活動は、利用可。 ・特定の団体、個人の利益になる営利活動は不可。
営利活動の利用事例	・校区のイベント時のバザー、農産物の販売等
政治的中立性に関すること	・特定の政党、候補者等の宣伝や勧誘につながり、政治的中立性が保たれない行為は不可。
政治活動の利用事例	・複数議員による政治報告会、原発反対、賛成集会
宗教的中立性に関すること	・宗教行事、宗教に関する行為、市民等を対象として、宗教についての講習会、勉強会、催事、宣伝、勧誘、布教活動等は不可
宗教活動の利用事例	・地区の戦没者慰霊祭
宿泊を伴う利用	・宿泊利用できるのは、市内の小学生、中学生及びその引率者とする ・公民館を単なる宿泊施設と位置付け利用するのではなく、社会教育実践の場として利用することが認められる活動が計画されていること ・活動の運営が、入館から退館まで全て利用者自身で行われる事業であること
高校生以下の利用	・高校生以下の会議室利用については、原則、引率者同伴。 フリースペースがある館は、子どもだけでも利用可
地域防災の拠点	・ほとんどの公民館が1次避難所となっている。公民館長、職員も避難所運営に関わる。 ・校区自主防災組織の活動拠点

(6) 課題

- ・公民館の利用者は高齢化、固定化傾向にあり、若い世代や新規の利用が少ない。若い世代のニーズに充分に応えきれていない状況にある。
- ・公民館には、社会教育法第23条（非営利性、政治的・宗教的中立性）による利用制限があり、特に、特定の個人、団体に利益が生じる営利活動については、利用を許可しておらず、使いづらいイメージを与えている。（すべての営利活動を断っているのではなく、条件によっては許可している。）
- ・少子高齢化、人口減少が進む中、市の推計では2040年に3人に1人が高齢者となる予想になっており、地域コミュニティの存続が危ぶまれている。
- ・地域活動団体からは、人材不足、後継者不足に悩み、より充実した支援を望む声が多く寄せられている。
- ・現状の公民館長（短時間勤務）、正規職員1名、会計年度任用職員1名（短時間勤務）1名体制では、地域からの相談、支援の要請に十分な対応ができていない。

(2) 今後の公民館のあり方についての提言（案）について

提言1) 社会教育施設から一般行政施設へ、位置づけを変更する。

提言 2) 社会教育機能の維持、充実について

提言3) 地域の多様なニーズに対応する活用について

提言4) 人員配置、運営体制について